

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、その翌日)

目次

- ◇告 示 交換分合計画の認可
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の役員就退任
- 土地改良事業の適否の決定
- 〃
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定
- 昭和四十四年六月鳥取県告示第三百七十六号の廃止

告 示

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百条第一項の規定に基づき、境港市中浜農業協同組合が行なおうとする交換分合計画を昭和四十六年七月九日認可したので、同法同条第二項において準用する同法第九十九条第十二項の規定により告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- (一) 八頭郡佐治村大字尾際字北平ル場八三〇次八、八三〇の一〇、一三〇の一、字檜頭二〇九の二、一二一〇の二、一二一一の二、字檜谷一一九三の二、一一九四の二、一一九四の三、字名谷口八五一の二、八五一の八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

- (一) 水源のかん養
- (二) なだれの防止

三 解除の理由

ダム及び湛水敷地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

千代水土地改良区

退任した役員の名

理事	太田 豊三	鳥取市晩稲二三三
"	松本 義雄	南隈六〇
"	森下 友五郎	晩稲二五六
"	田村 政信	南隈三七
"	徳持 鉄雄	七二
"	坂本 象太郎	秋里八六七
"	山本 幸雄	八一
"	山形 研太郎	八一四
"	森下 幸平	徳吉一四七
"	前田 恵	徳吉一八二
"	川上 貞雄	安長三三二
"	川上 貞蔵	三五六
"	青木 峯蔵	五四九
"	山本 清勝	三六四
"	大久保 秀	賀露町九五
"	奥田 賢治	岩吉六三の三
"	森田 音政	徳尾二二
"	前田 義夫	古海七七
"	片山 伝四郎	西品治五八八の一

田村 幸市 二九九

奥田 清順 五三九

古田 長松 五七五

水口 有男 田島五四三の六

田口 英男 五四五の一

木村 義厚 秋里八五六

水口 源太郎 西品治六七八の三

岩崎 清 南隈四六

西垣 説雄 安長三四一

任期満了による。

千代水土地改良区

就任した役員の名

理事	太田 豊三	鳥取市晩稲二三三
"	松本 義雄	南隈六〇
"	田村 政信	三七
"	坂本 象太郎	秋里八六七
"	山本 幸雄	八一
"	前田 恵	徳吉一八二
"	徳田 吉久	安長五二七
"	川上 亀雄	三五三
"	細田 茂雄	三四三
"	奥田 賢治	岩吉六三の三
"	前田 義夫	古海七七

片山 伝四郎 西品治五八八の一
 田村 幸市 二九九
 水口 有男 田島五四三の六
 田口 英男 五四五の一
 森下 友五郎 晩稲二五六
 川上 象男 安長五六五
 森下 幸平 徳吉一四七

昭和四十六年三月三十日の役員選挙により、昭和四十六年四月六日就任
 任期二年(昭和四十八年四月五日まで)

勝谷土地改良区
 退任した役員の住所及び氏名

理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木四九一
 高田 善蔵 五七
 木下 秀男 一〇八
 石田 音松 乙亥正二五一
 佐々木 清一 二五〇
 山下 龍治 岡木五七〇の二
 井上 泰 中園三三
 飯田 長三 一八四
 石井 重雄 岡木一〇一
 山下 五雄 九六
 徳岡 春雄 四九
 山根 壽幸 四四

清水 萬吉 一三四の一
 谷口 章 四三二の二
 飯田 茂 中園一八三
 高田 安文 岡木八〇
 高木 茂穂 四六二

昭和四十六年四月七日任期満了により退任

勝谷土地改良区
 就任した役員の住所及び氏名

理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木四九一
 高田 善蔵 五七
 山根 寿幸 四四
 石田 音松 乙亥正二五一
 佐々木 清一 二五〇
 山下 龍治 岡木五七〇の二
 井上 泰 中園三三
 飯田 長三 一八四
 山下 五雄 岡木九六
 徳岡 春雄 四九
 谷口 章 四三二の二
 谷口 武夫 五三
 大角 藤一 一一三
 清水 弾政 一一二
 飯田 茂 中園一八三

高田安文 岡木八〇

高木茂穂 四六二

昭和四十六年四月二日通常総会において総選挙の結果当選し、四月八日
就任 任期四年（昭和五十年四月七日まで）

千代土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 近藤 国 蔵 八頭郡河原町大字布袋三二二の一

昭和四十六年四月二十九日死亡による。

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 田村 周 蔵 米子市福万一八六

昭和四十六年三月二十七日死亡による。

尚徳三ヶ堰土地改良区

退任した役員住所及び氏名

監事 小原 俊 夫 米子市青木一一二〇

長谷川 忠 勝 八七六

任期満了による。

尚徳三ヶ堰土地改良区

就任した役員住所及び氏名

監事 江原 勝 美 米子市青木五〇四

江原 明 九六八

昭和四十六年五月五日通常総会において承認し、昭和四十六年五月五日

就任 任期二年（昭和四十八年五月四日まで）

佐野川土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 石黒 善 治 西伯郡岸本町大殿一一一七

高橋 頼 幸 一一六四

小村 静 晴 坂長一六八七

草 原 八四九

和 田 薫 一二三七

神 原 仲 乳 岩屋谷一七八の一

美 甘 克 己 四四五

岩 田 経 徳 会見町諸木六三

岩 田 正 一五一

杉 村 勇 米子市別所一〇五二

前 田 巖 七七八

生 田 弥 範 諏訪二四二の一

石 原 英 敏 五三四

監事 実 松 政 寿 西伯郡岸本町坂長八九二

杉 村 幸 米子市別所一一六七

湯 原 孝 夫 諏訪八一

昭和四十六年五月十三日通常総代会において総選挙の結果昭和四十六年
五月十六日退任

佐野川土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事

山中武治 日野郡溝口町字代六一二

高橋頼幸 西伯郡岸本町大殿一一六四

高塚巖 一一三九

小村静晴 坂長一六八七

堀尾武治 七二六

草原賛 八四九

実松政寿 八九二

神原仲乳 岩屋谷一七八の一

奥田重夫 三九三

岩田経徳 会見町諸木六三

岩田正 一五一

実繁 米子市別所六八四

杉村幸 一一六七

生田弥範 諏訪二四二の一

長谷川信夫 五〇三

監事 中曾百次 西伯郡岸本町坂長八四七

杉村純一 米子市別所一一六七

湯原孝夫 諏訪八一

昭和四十六年五月十三日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年五月十六日就任 任期四年(昭和五十年五月十五日まで)

大沢土地改良区

退任した役員 of 住所及び氏名

理事 井上 万吉男 米子市東福原八二八

潮 孝道 九一三

加藤隆良 二八一の二

渡辺喜吉 西福原一〇〇四の二

大上良三 九五三

大先安五郎 一二〇八

生田薫 一三六一

本田勇 三三四

河上徳寿 一九七

清水正朝 米原七一三

相野包寿 四二八

倉立俊明 両三柳二二五五

戸田忠彦 二二五七

岩本茂 二三四二

森井貢 二五七四

野村勇 二六三八

宮原利徳 五四九

高光信市 四五一三

宮松倅 一五八八

縄田筆久 三四八五

福景亀寿 上福原一八四一

竹本美佐雄 九八二

影谷勘一 一五四六

永本賛 安倍九〇七

小別所貞徳 中島一一八

大沢土地改良区

任期満了による。

就任した役員住所及び氏名

理事	井上 万吉男	米子市東福原八二八
"	井上 豊	八六七
"	加藤 隆良	二八一の二
"	渡辺 喜吉	西福原一〇〇四の二
"	大上 良三	九五三
"	大先 安五郎	一二〇八
"	生田 薫	一三六一
"	本田 勇	三三四
"	河上 徳寿	一九七
"	清水 正朝	米原七二三
"	相野 包寿	四二八
"	倉立 俊明	両三柳二二五五

員外理事	井原 喜三雄	勝田町二七七
監事	鈴木 昭三	旗ヶ崎一〇三三の一
"	井上 善司	東福原八五六
"	森尾 秀頭	西福原六〇二
"	宮三 基秋	両三柳二六九〇
"	竹中 米一	四四六四
"	荒島 茂宜	旗ヶ崎七五七
員外監事	坪内 了治	河崎八四五の二

"	戸田 忠彦	二二五七
"	岩本 茂	二三四二
"	永林 幸一	二五六〇
"	野村 勇	二六三八
"	宮原 利徳	五四九
"	高光 信市	四五一三
"	宮松 倅	一五八八
"	矢谷 廣吉	三四五一
"	風景 亀寿	上福原一八四一
"	竹本 美佐雄	九八二
"	影谷 勘一	一五四六
"	永本 賛	安倍九〇七
"	小別所 貞徳	中島一八
"	井原 喜三雄	勝田町二七七
員外理事	鈴木 昭三	旗ヶ崎一〇三三の一
監事	井上 善司	東福原八五六
"	森尾 秀頭	西福原六〇二
"	宮三 基秋	両三柳二六九〇
"	竹中 米一	四四六四
"	荒島 茂宜	旗ヶ崎七五七
員外監事	坪内 了治	河崎八四五の二

昭和四十六年五月二十八日総代会選挙により、昭和四十六年六月一日就任任期四年(昭和五十年五月三十一日まで)

五ヶ井手土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 山口才藏 西伯郡岸本町須村六〇二

仲田敏夫 番原六一

松原好之 福原一五二〇

潮 満 大原四三〇

下村 衛 真野五五九

監事 後藤 幸 大原四五七

下村 弘市 一〇五〇

任期満了

五ヶ井手土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 山口才藏 西伯郡岸本町須村六〇二

仲田敏夫 番原六一

松原好之 福原一五二〇

潮 満 大原四三〇

下村 衛 真野五五九

監事 西木孝義 久古六二二

岡 昭 青原五〇〇

昭和四十六年四月二十九日総選挙の結果当選し、昭和四十六年五月八日就任 任期二年(昭和四十八年五月七日まで)

北条砂丘土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 吉田 貢 東伯郡大栄町大字由良宿一一六二

昭和四十六年四月三十日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年四月三十日就任 任期昭和四十八年四月三十日まで

鳥取県告示第五百九十六号

昭和四十六年四月六日付で西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(掛長地区ほ場整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十七号

昭和四十六年四月六日付で西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行

なおうとする土地改良（西伯地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月十五日から二十日間

三 縦覧に共する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十八号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和四十六年七月十六日から実施する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

区域別	大(十二歳以上)の者	中(六歳以上十二歳未満の者)	小(六歳未満の者)	婦人洗髪
町の区域	三十五円	二十円	十円	十円
町村の区域	三十三円	十八円	十円	十円

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十四年六月鳥取県告示第三百七十六号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和四十六年七月十五日限り廃止する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗